

居宅介護支援運営規程

(事業の目的)

第一条 株式会社 ねこのて が開設する ねこのて相談センター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 1.事業所を、他の事業から独立して位置づけ、人事、財務、物品等の購入については、管理者の責任において実施することとする。
2.事業の実施にあたっては、各保険医療機関、関係市町村地域の保健、医療・福祉サービス事業所などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3.緊急事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第三条 事業所を実施する事業所の名称及び住所地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ねこのて相談センター
- (2) 事業所の所在地 札幌市東区東苗穂 14 条 3 丁目 24-8

(事業者の資格)

第四条 事業に従事する者は、介護支援専門員証の交付を受けた者とする。

(従業員の職種、員数、および職務内容)

第五条 事業所に、管理者および従業員を次の通り配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1 名（兼務）
 - ・事業の管理について、適正な資格を有するものとする。
 - ・管理者は所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、適切に事業を実施できるよう一元的に管理する者とする。
- (2) 介護支援専門員 1 名以上
 - ・介護支援専門員証の交付を受けた者とする。
 - ・利用者様宅へ訪問し、利用者様に対して地域の居宅サービス事業所等の内容、料金などの情報を適正に提供し、利用者様の課題分析の結果に基づいて、利用者様やご家族様の希望を反映したサービス計画を作成、調整する。

(営業日および営業時間)

第六条 営業日及び営業時間を次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日 ただし国民の祝日（振替休日含む）
年末年始（12月29日～1月4日）を除く。
- (2) 営業時間 午前9時～午後5時までとする。

(利用する課題分析の種類)

第七条 利用する課題分析票の種類は、「MS—Word 方式」とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第八条 居宅介護支援の提供については、次の方法によるものとする。

- 1 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
 - 2 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。
-
- ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業所の内容、料金などの情報を適正に提供する
 - イ 利用者様の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービスその置かれている環境などの評価を通じ、利用者様の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者様が自立した日常生活を営むことを前提として行う。
 - ウ 利用者様やご家族様の希望や、課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目的及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
 - エ ウにより作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者様及びご家族様に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。
 - オ 居宅サービス計画は、主治医の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。
 - カ 指定居宅サービスの提供が特定の時期または、特定の種類もしくは特定の事業所に偏ることなく、計画的に居宅サービスが提供されるように考慮する。指定居宅サービス計画に位置付けるサービスについての説明に努め、複数のサービスを紹介する。
 - キ 利用者様の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず、保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も務めて盛り込むように配慮する。

- 3 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においてもご利用者様及びそのご家族、居宅サービス事業者との連携を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者様の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービスの変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。
また、利用者様が介護保険施設などへの入所を希望し、または居宅での日常生活継続が困難と認められるに至った場合には、介護保険施設への紹介などの便宜を図ることとする。
- 4 居宅介護支援の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者様及びそのご家族様に対して理解しやすいように説明することとする。
- 5 モニタリングの結果記録は1か月に1回とする。

(通常の事業の実施地域)

第九条 通常事業を実施する地域は次の通りとする。

札幌市全域

(利用者様の相談を受ける場所)

第十条 利用者様の相談を受ける場合は、居宅介護支援事業所相談室で行う。但し、利用者様の希望により利用者様の居宅においても行う。

(サービス担当学会議開催場所)

第十一条 原則として利用者様の自宅で行う。但し、必要に応じて居宅サービス事業所等の事業所等を用いる。

(居宅訪問頻度)

第十二条 介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後にサービスの提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するため1か月に1回以上の訪問を行う。

なお、これに関わらず利用者様の容態や介護サービスに対する希望、要介護等に変動があった場合は、要介護者の状態を把握できるよう、必要に応じて訪問頻度を高めるものとする。

(サービス利用料金)

第十三条 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

(虐待対応)

第十四条 事業所における虐待対応については以下の通りとする。

- 1、利用者または家族、その他関係各所からの虐待及び虐待が疑われる事案に対しての受付管理者は事業所管理者とする。

- 2、毎年度初めまでに研修計画を立案し、介護支援専門員に対し、虐待防止の啓発・普及に資する内容の研修を少なくとも年1回以上行う。
また、職員の新規採用時には、都度行う。
- 3、虐待及び虐待が疑われる事案が発生した場合には、関係機関と連携し、市町村及び地域包括支援センター等へ連絡する。

(感染症予防・対策)

第十五条 事業所における感染症予防・対策については次の通りとする。

- 1、 感染症予防・対策のための指針を作成し、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。
- 2、 感染予防・対策についての研修及び訓練を年1回以上開催し、研修に関しては、職員の新規採用時に都度行う。また、これらの内容を記録に残すこととする。

(業務事業計画の策定)

第十六条 指定居宅介護支援の提供を定期的実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画については次の通りとする。

- 1、感染症に係る業務継続計画の策定
- 2、災害に係る業務継続計画の策定
- 3、災害が発生した場合の役割分担、実践する支援などを確認する訓練を年1回以上開催する。

(その他運営にあたっての重要事項)

- 第十七条
- 1、事業所は、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また適切かつ効率的に事業所が実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。
 - 2、職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また従業員との雇用契約が終了した場合においても同様とする。
 - 3、事業所は従業員の清潔保持および健康状態について管理を行うとともに、その設備、備品については衛生的な管理を行う。
 - 4、事業所は、提供したサービスについて利用者から苦情がある場合は、迅速かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

附 則

この運営規定は 令和5年9月1日から施行する。

